

1 ■076■ 訴因変更の意義

2 ◎事実認定は、検察官が設定した審判対象（訴因）の証明があるか否かをテーマとして行
3 われる。しかし、証拠調べにより浮かび上がってきた事実が訴因と異なる場合は出てく
4 る。そんなときに使われる制度が「訴因変更」。

5
6 ◎312 I の「事件」とは何のこと？

7
8 ◎訴因変更なしに訴因外事実を認定した場合、どの控訴理由にあたる？

9 *判例の場合、2つの条文を使い分けるので注意。

10
11 ◎訴因変更の定義をしっかりと理解。

12
13 ①訴因の追加：

14
15 ②訴因の撤回：

16
17 ③訴因の変更（狭義）：

18
19 ④訴因の変更（広義）：

20
21 ●検察官は、第1回の公判期日の前であっても、公訴事実の同一性を害しない限度におい
22 て、起訴状に記載された訴因の追加、撤回又は変更を裁判所に請求することができる。
23 (司)

24
25 *訴因変更の手續規定については、条文を読んで確認しておけばOK。

26
27 ●裁判所は、訴因の追加又は変更により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれ
28 があると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、被告人に十分な防御の
29 準備をさせるため必要な期間公判手續を停止しなければならない。(司)

30
31
32 ■077■ 訴因変更の要否

33 ■078■ 争点変更

34 ◎些細な違いしかなくてもいちいち訴因変更しないと378③にあたるのか。そうではない
35 というのが一般的見解。では、どこまで違えば訴因変更が必要になってくるのか？
36 →これが「要否」の問題

37
38 ◎まず、事実が変われば訴因変更が必要だということを理解。この点につきかつては壮絶
39 な争いがあったのだが、収束している。

40
41 ◎さらに、訴因の明示に関し識別説に立つと、どのような判断基準になるか。最高裁平13
42 年決定をもとに説明できるようになっておこう。

43
44
45
46 ◎訴因の明示に関し防御説に立つと、どのような判断基準になるか。

1 ◎過去の事例判例群を、短答問題を利用して勉強しておこう。

- 2
- 3 ●最高裁判例に照らすと、被告人が、I市内において建築工事請負契約の成約について便
4 宜を図ったことに対する謝礼の趣旨で甲と共謀してAから金員を収受したという収賄
5 の訴因に対して、同日同所において建築工事請負契約の成約について便宜を図って
6 もらったことに対する謝礼の趣旨でAと共謀して甲に対し金員を供与したという贈賄の事
7 実を認定するためには、訴因変更を必要とする。(ブ)
- 8 ●最高裁判例に照らすと、被告人が、I市内路上において一時停止から発進しようとして
9 アクセルペダルとクラッチペダルを踏んだ際、クラッチペダルから左足を踏み外して自
10 車を暴走させ停止中の先行車に衝突させて同車運転手Vを負傷させたという業務上過
11 失傷害の訴因に対して、同日同所におけるブレーキ操作の遅れにより自車を一時停止中
12 の先行車に追突させて同車運転手Vを負傷させたという業務上過失傷害の事実を認定
13 するためには、訴因変更を必要とする。(ブ)
- 14 ●検察官において、共謀共同正犯者の存在に言及することなく、被告人が1人で自動二輪
15 車を窃取したという窃盗の訴因で公訴を提起した場合、裁判所が、証拠上、他に実行行
16 為を行っていない共謀共同正犯者が存在するとの心証を得たとしても、被告人1人の行
17 為により犯罪構成要件の全てが満たされたと認めるときは、訴因どおりの犯罪事実を認
18 定することができる。(司)
- 19 *これは訴因変更の要否の問題と捉えることもできるし、一罪の一部起訴の問題と捉
20 えることもできよう。ここでは一応要否の箇所位置いた。

21

22 ◎縮小認定理論について説明できるようになっておこう。

- 23
- 24 ●最高裁判例に照らすと、被告人が、I市内において帰宅中のVを殴打して反抗を抑圧し
25 た上金員を強取したという強盗の訴因に対して、同日同所においてVを殴打して金員を
26 喝取したという恐喝の事実を認定するためには、訴因変更を必要とする。(ブ)

27

28

29

30 ◎争点変更の問題については、訴因の明示、訴因変更の要否に関する知識と関連付けて理
31 解しておこう。訴因をどのように捉えるかにより、ある主張が訴因になったり争点にな
32 ったりするので混乱しやすい。自説をしっかり固めよう。

33

34

35

36

37

38 ■079■ 罰条変更

39 ◎訴因の明示、訴因変更の要否に関する知識と関連付けて理解しておこう。

- 40
- 41 ●起訴状における訴因の記載は、裁判所が行う審判対象の範囲を画定するとともに、被告
42 人の防御の対象を明確にする機能を有するものであり、起訴状における罰条の記載も、
43 訴因をより一層特定させて被告人の防御に遺憾のないようにするため法律上要請され
44 ているものであるから、訴因により公訴事実が十分に明確にされ、被告人の防御に実質
45 的な不利益が生じない場合であっても、裁判所が起訴状に記載されていない罰条を適用
46 するためには、罰条変更の手続を経なければならない。(司)